

## 2026 年度春学期 特別研修生の募集要項

以下の通り、2025 年度秋学期に科目等履修生・特別研修生に在籍する本研究科修了生を対象に、2026 年度 4 月から在籍が可能な特別研修生について、お知らせします。

	2026 年 4 月～7 月に在籍を希望する者
	特別研修生
利用できる施設等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南館自習室</li> <li>2. メディアセンター（図書館）</li> <li>3. 設置パソコン（南館地下 2 階/自習室・大学院校舎 2 階/3 階/地下 1 階） ※2026 年度より、設置パソコンのログインアカウントが、ITC アカウントから慶應 ID に変更になります。</li> <li>4. keio.jp アカウント（慶應 ID）</li> <li>5. 特別研修生用ロッカー（南館地下 2 階）</li> <li>6. 南館教室・グループ学習室の利用</li> <li>7. プリントサービス（南館 2 階自習室前・図書館 1 階・大学院校舎地下 1 階） ※学割証、通学証明書の発行はできません。</li> </ol>
受講できる科目	なし
在籍期間	2026 年 4 月 1 日～2026 年 7 月 31 日
費用	36,000 円 ※慶應証紙でお支払いください。（南校舎地下 1 階学生部で購入）
出願資格	2025 年度秋学期に本研究科科目等履修生・特別研修生に在籍した者
出願期間	2026 年 2 月 2 日（月）～ 2 月 6 日（金）16 時 45 分まで
出願方法	別紙の願書に必要な事項を記入のうえ、三田キャンパス南館 1 階学生部法務研究科担当窓口へ提出してください。 ※外国籍の者は 2026 年 7 月 31 日までの在留期間が記載された書類も提出すること。
登録許可通知	2 月 13 日（金）朝 9：00 までに法務研究科 HP でお知らせします。（新しい学生証の配付は以下の通り）
学生証交付	4 月 1 日以降に配布します。現在の学生証を必ず学生部法務研究科窓口へ持参してください。
ITC アカウント 関連サービスの 変更について	<p>※2026 年度より ITC アカウントで設置パソコンへログインすることができなくなります。その他のサービスについても順次 ITC アカウントでの利用ができなくなる予定ですので、詳細は以下でご確認ください。</p> <p><a href="https://www.itc.keio.ac.jp/ja/news_20260401_pclogin_account_changes.html">https://www.itc.keio.ac.jp/ja/news_20260401_pclogin_account_changes.html</a></p>
keio.jp アカウ ント（慶應 ID）に ついて	<p>現在使用中のアカウントは継続して利用することが可能です。（在籍期間中） 以下、利用規程を遵守してください。</p> <p><a href="https://www.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_rule.html">https://www.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_rule.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慶應 ID やパスワードを忘れた場合は大学院校舎地下 1 階の三田 KIC にて学生証をご提示ください。</li> <li>・離籍後の keio.jp の利用については、以下 URL をご参照ください。</li> </ul> <p><a href="https://www.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_manual_leave_graduate.html">https://www.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_manual_leave_graduate.html</a></p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自習室の利用時間は、下記のとおりです。 月曜～土曜日 8：30～23：00 日曜日・祝日 8：30～21：00</li> <li>2. 自習室の利用にあたっては、盗難に注意してください。</li> <li>3. 三田キャンパスの工事等により、南館ほか各施設の利用時間を変更したり、閉鎖する場合があります（別途通知）。</li> <li>4. 在籍期間を過ぎた学生証は学生部法務研究科担当に返却してください。</li> <li>5. 在籍期間を過ぎた場合は、施設の利用は出来ません。ロッカーの荷物も処分しますので、ご注意ください。</li> <li>6. 学生証の不正な使用が発覚した場合は、特別研修生の身分を失います。</li> </ol>